

令和8年度鹿児島県高付加価値産品ブランド力向上支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、「令和8年度鹿児島県高付加価値産品ブランド力向上支援業務委託」（以下、「本業務」という。）において、企画提案競技により業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の概要

(1) 業務名

令和8年度鹿児島県高付加価値産品ブランド力向上支援業務

(2) 業務目的

鹿児島県産農産物のブランド力向上を図るため、高付加価値産品のシンボルとなり得る産品（以下「シンボリック産品」という。）の創出に向けて、県が指定する2産地（以下「モデル産地」という。）の取組について、令和7年度に県が策定したシンボリック産品の「産地づくり方針・PR方針（別紙）」を踏まえて伴走支援を行う。また、新たなシンボリック産品候補品目について、現状分析などを行う。

(3) 業務内容

別添「令和8年度鹿児島県高付加価値産品ブランド力向上支援業務委託仕様書（案）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 履行期限

令和9年3月5日（金）まで

(5) 契約上限金額

8,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

3 参加資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）

第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

(6) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当でない判断する者ではないこと。

4 企画提案内容

(1) シンボルの産品に関する基本コンセプトの設定

高付加価値産品のシンボルとなり得る産品に関する基本コンセプトについて、具体的に提案すること。

(2) モデル産地における合意形成支援

モデル産地における合意形成に向けて、関係機関・団体のリストアップ、関係者間の役割分担と連携体制を提案すること。また、関係者や外部有識者などが参加する検討会の開催、産地が主体となったブランディングの必要性の啓発、先進事例の紹介などについて、具体的な取組や進め方等を提案すること。

(3) ブランド戦略策定の支援

モデル産地の現状分析の具体的手法、結果を踏まえた差別化ポイントの整理、目指すべきブランド像の設定、ブランディングに向けた課題の整理、訴求すべきターゲット層及び効果的な販売・PRに向けたチャネルなどを想定した産地のブランド戦略を策定するために必要と考える具体的な手段や進め方等を提案すること。

(4) 対象産品の品質の維持・向上や安定供給体制等の構築に向けた支援

対象産品の品質の維持・向上や生産量の確保に向けた課題整理の進め方や、出荷ルールの検討・設定など、安定供給体制の構築に向けて取り組む内容や進め方等について具体的に提案すること。

(5) 検討会等に参加する、生産・販売・ブランディング・デザイン等に関する専門的知見を有する有識者について、4名以上を提案すること。

また、有識者に加えて、産地との検討を進める際、座長となるファシリテーターにふさわしい者を提案すること（有識者と兼ねることもできる）。

なお、有識者による産地支援に当たっては、以下の業務を想定すること。

①有識者の選任、検討会への招へい

②有識者との日程調整及び謝金、旅費の支払

③産地関係者や県との日程調整及び会場手配、設営

④検討資料及び議事録の作成、検討結果の整理並びに情報共有

⑤その他、検討会等の運営に必要な調整・手配

(6) プロモーション支援

シンボルの産品の創出に向けて、効果的なPR手法、ネーミング、パッケージデザイン、PRツール、PRチャネルを選定するために必要な手段や、プロモーションの進め方等を提案すること。

(7) 新たなシンボルの産品候補品目について、品目、現状調査及び分析手法を提案すること。

なお、新たなシンボルの産品候補品目及び現在のシンボルの産品群（大将季及び種子島安納いも以外）の中で、令和8年度にシンボルの産品としてブランディングを進める

ことができる産品が考えられる場合、モデル産地を追加して支援の提案ができるものとする。

- (8) その他、今回の業務遂行においてアピールできる点等（仕様書（案）に付加して実施可能な企画の提案を含む。）

5 スケジュール

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年5月29日（金） |
| (2) 質問書の提出期限 | 6月5日（金）午後5時 |
| (3) 質問書への回答の公表期限 | 6月10日（水） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 6月24日（水）午後5時必着 |
| (5) 審査結果通知（予定） | 7月3日（金） |

6 質問及び回答

本業務に関して質問があるときは、質問書（様式1）を提出し、回答を求めることができる。

(1) 提出方法

「5 スケジュール」に示している期限までに電子メールにより提出すること。

※電子メールを送付した後、必ず電話で連絡すること。

(2) 回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

【県ホームページ】

ホーム > 県政情報 > 入札情報・資格審査 > 入札情報 > 令和8年度鹿児島県高付加価値産品ブランド力向上支援業務委託公募型プロポーザルの実施について
https://www.pref.kagoshima.jp/ag36/kensan_nousanbutu/brandproposal.html

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提出かがみ（様式2）

イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式3）

※鹿児島県の入札参加資格者名簿等に登載されている法人については、「イ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書」の提出は不要とする。

ウ 企画提案書（業務内容について提案する企画内容、スケジュール案等を示すこと）

エ 実施体制書（本業務を実施するに当たっての人的体制・組織体制を示すこと）

オ 費用見積書（積算内訳を具体的に示すこと）

カ 法人の概要書（代表者、所在地、事業内容、役員、過去に実施した同種又は類似の業務実績等を記載すること）

(2) 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時必着（郵送により送付する場合は、同期限までに必着

のこと。)

(3) 提出部数

上記(1)のア、イ 1部

上記(1)のウ～カ 11部

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)による。

※FAXや電子メールは不可

8 企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 提出書類はA4サイズとし、ウ～カの様式は任意とする。

ただし、カに記載の業務実績については、業務名、業務期間、委託者、業務内容等を記載すること。

(2) 仕様書の内容以外に、契約上限額を超えない範囲で、本業務の目的を達成するために有益と思われる事項があれば追加提案すること。なお、追加提案である旨が分かるように作成し、1頁で作成すること。

(3) 採用された企画提案書の使用权は鹿児島県に帰属する。

(4) 費用見積書の作成に当たっては、仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえて、業務を実施するために必要な全ての費用を算出すること。

(5) 企画提案書等の提出は1者1案とする。

(6) 作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(8) 企画提案書等は返却しない。

9 審査方法及び審査結果

(1) 審査方法

審査委員会を鹿児島県農政課において開催し、書類審査と必要に応じて実施するプレゼンテーションにより、最も内容が優れていると評価された企画提案書等を提出した者を最優秀提案者とする。なお、審査にあたって書面等による質疑を行う場合がある。

(2) 審査項目及び審査内容

別表のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、全ての提案者に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

10 契約

(1) 最優秀提案者となった者を委託先候補とし、鹿児島県と詳細な業務の内容や契約条件について協議し合意した後に委託契約を締結する。

(2) 前項の交渉が不成立の場合には、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

- (3) 業務内容を修正した場合においても、2(5)に定める額を上限とする。
- (4) 本業務の委託契約は、鹿児島県の契約書式により契約書を作成するものとする。契約に当たっては、契約書を2部作成し、各1部を保有する。
- (5) 委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

11 失格要領

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 費用見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 企画提案書等は、提案者に無断で使用しないが、審査に必要な範囲において複製を作成するものとする。
- (2) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。
- (3) 天変地異その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。

13 担当部署

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県農政部農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室

担当：宮ノ原、津曲

電話：099-286-3172 FAX：099-286-5587

E-mail：brand@pref.kagoshima.lg.jp

別表 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容	配点
基本理解	業務の目的及び内容を正しく理解しているか。	5
業務内容	仕様書4-(1) シンボルの産品に関する基本コンセプトの設定 シンボルの産品の基本コンセプトについて、事業の目的に沿った具体的な提案がなされているか。	5
	仕様書4-(2) モデル産地における合意形成支援 県が指定した「大将季」と「種子島安納いも」のモデル産地での合意形成に向けて、関係機関・団体のリストアップ、関係者間の役割分担・連携体制、外部有識者等が参加する検討会の開催など、産地が主体となった体制づくりや取組への支援につながる具体的かつ効果的な提案となっているか。	20
	仕様書4-(3) ブランド戦略策定の支援 現状分析の手法や戦略策定に向けた取組支援が、現実的かつ効果的な手段や進め方の提案となっているか。	20
	仕様書4-(4) 対象産品の品質の維持・向上や安定供給体制等の構築に向けた支援 課題整理の進め方や、出荷ルールの検討・設定など、安定供給体制の構築に向けた取組について、現実的かつ効果的な手段や進め方の提案となっているか。	20
	仕様書4 有識者の提案 有識者及びファシリテーターについて、産地との検討に十分に貢献可能と認められるものが提案されているか。	15
	仕様書4-(5) プロモーション支援 モデル産地の実践支援に向け、具体的な手段や進め方が提案されているか。	15
	仕様書4-(6) 新たなシンボルの産品候補品目 新たなシンボルの産品候補品目の現状調査及び分析手法は現実的であり、かつ効果的なものとなっているか。	10
人員体制 ・ 組織体制	実施体制は、業務の円滑な実施や県との協議等に十分に対応可能な人員が確保されているとともに、ブランド戦略の策定や産地が求める技術的支援に必要な知見を確保できると合理的に認められるものとなっているか。	10
実施計画	提案されたスケジュールは、現実的で円滑な業務実施が可能なものとなっており、産地の取組の進捗等に対し、柔軟に対応可能なものとなっているか。	10
実績	業務を円滑に遂行するために十分な実績を有しているか	5
必要経費	必要な経費が適正に計上されているか。	5
追加提案	業務の目的を達成する上で有益な追加提案に対する加点。	10
合計		150